

○特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例

昭和35年7月2日

条例第4号

改正 令和4年5月11日条例第12号

(目的及び適用範囲)

第1条 この条例は、次に掲げる特別職の職員で常勤のもの(以下「特別職の職員」という。)の受ける給与及び旅費について定めることを目的とする。

- (1) 町長
- (2) 副町長
- (3) 教育長

(給与の種類)

第2条 特別職の職員の受ける給与は、給料、通勤手当、地域手当及び期末手当とする。

(給料)

第3条 給料月額、別表のとおりとする。

(地域手当)

第3条の2 地域手当額は、給料月額を基礎として一般職の例により支給する。

(給料の支給)

第4条 新たに特別職の職員となったものには、その日から給料を支給し、特別職の職員がその職を離れたときは、その日まで給料を支給する。ただし、離職した職員が即日特別職の職員となり重複して給与を受けることとなるときは、その翌日から給料を支給する。

2 前項の規定により給料を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その給料の額は、その月の現日数を基礎として日割によって計算する。

(通勤手当)

第5条 通勤手当は、一般職の職員の例により支給する。

(期末手当)

第6条 期末手当は、給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額に給料月額に100分の25を乗じて得た額並びに給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計に100分の15を乗じて得た額との合計額を基礎として、100分の162.5を乗じて得た額を、一般職の職員の

例により支給する。

(給与の支給期日)

第7条 給与の支給期日は、一般職の職員の例による。

(重複給与の禁止)

第8条 特別職の職員が他の職員の職を兼ねる場合には、他の職員の職に対する給与は支給しない。

(旅費)

第9条 特別職の職員に支給する旅費の額は、別表のとおりとする。

2 前項に定めるもののほか、特別職の職員に支給する旅費については、一般職の職員に支給する旅費の例による。

(委任)

第10条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和35年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 平成2年11月1日から平成2年11月30日までの町長、助役及び収入役の給料については、別表中「750,000円」とあるのは「675,000円」と、「620,000円」とあるのは「589,000円」と、「590,000円」とあるのは「560,500円」とする。

3 平成7年8月1日から平成7年10月31日までの町長及び平成7年8月1日から平成7年8月31日までの助役の給料月額については、別表中「820,000円」とあるのは「738,000円」と、「690,000円」とあるのは「621,000円」とする。

4 平成17年11月1日から平成17年11月30日までの町長、助役及び収入役の給料月額については、別表中「820,000円」とあるのは「779,000円」と、「690,000円」とあるのは「655,500円」と、「650,000円」とあるのは「617,500円」とする。

5 平成28年7月1日から平成28年8月31日までの町長の給料月額については、別表中「820,000円」とあるのは「779,000円」とする。

(期末手当に関する特例措置)

6 平成10年3月に支給する期末手当に関する第5条の適用については、同条の規定によりその例によることとされる一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成9年12月条例第22号)による改正後の一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年6月条例第6号)第15条第2項中「100分の55」とあるのは、「100分の50」とする。

附 則(昭和36年3月条例第8号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和35年10月1日から適用する。

附 則(昭和37年3月条例第6号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和36年10月1日から適用する。

附 則(昭和38年3月条例第9号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和37年10月1日から適用する。

附 則(昭和39年3月条例第3号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和38年10月1日から適用する。

附 則(昭和40年3月条例第5号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和39年10月1日から適用する。

附 則(昭和40年7月条例第8号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和40年4月1日から適用する。

附 則(昭和41年3月条例第4号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和40年9月1日から適用する。

附 則(昭和41年12月条例第14号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和41年9月1日から適用する。

附 則(昭和43年3月条例第5号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和42年8月1日から適用する。

附 則(昭和44年3月条例第6号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和43年7月1日から適用する。

附 則(昭和45年3月条例第5号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和44年10月1日から適用する。

附 則(昭和46年3月条例第6号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和45年9月1日から適用する。

附 則(昭和47年3月条例第3号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和46年9月1日から適用する。

附 則(昭和48年3月条例第2号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和47年9月1日から適用する。

附 則(昭和48年6月条例第8号)

1 この条例は、昭和48年7月1日から施行する。

2 この改正後の特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行及び同日以前に出発し、かつ、同日以後に完了する旅行のうち同日

以後の期間に対応する分及び同日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

附 則(昭和49年3月条例第4号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和48年9月1日から適用する。

附 則(昭和50年3月条例第2号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和49年9月1日から適用する。

附 則(昭和51年3月条例第3号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和50年9月1日から適用する。

附 則(昭和51年12月条例第22号)抄

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の一般職の職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、昭和51年4月1日から適用する。

附 則(昭和52年3月条例第3号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の条例別表中給料月額にかかる規定は、昭和51年4月1日から適用する。

附 則(昭和53年3月条例第2号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の条例別表中給料月額にかかる規定は、昭和52年9月1日から適用する。

附 則(昭和54年3月条例第2号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和53年4月1日から適用する。  
(期末手当の調整)
- 2 昭和53年度に限り、特別職の職員が改正後の条例第5条の規定により昭和54年3月に支給を受けることとなる期末手当の額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除した残額に相当する額とする。
  - (1) 改正後の条例第5条の規定により昭和54年3月に支給を受けるべき期末手当の額
  - (2) 昭和53年12月に支給を受けた期末手当の額に260分の10を乗じて得た額(給料の内払)

- 3 特別職の職員が、改正前の条例の規定に基づいて、切替日以後の分として支給を受けた給料は、改正後の条例の規定による給料の内払とみなす。

附 則(昭和54年9月条例第14号)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和54年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例別表の規定は、施行日以後に出発する旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

附 則(昭和55年3月条例第9号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の条例別表中給料月額にかかる規定は、昭和54年4月1日から適用する。

附 則(昭和56年4月条例第2号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和55年4月1日から適用する。

附 則(昭和59年3月条例第15号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和59年1月1日から適用する。

附 則(昭和60年3月条例第3号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和60年1月1日から適用する。

附 則(昭和61年12月条例第21号)

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則(平成元年3月条例第7号)

この条例は、平成元年4月1日から施行する。

附 則(平成元年12月条例第35号)

この条例は、公布の日から施行し、平成元年4月1日から適用する。

附 則(平成2年3月条例第4号)

この条例は、平成2年4月1日から施行する。

附 則(平成2年5月条例第12号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成2年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、次項に定めるものを除き、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に完了する旅行について適用し、施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。
- 3 改正後の条例別表の規定は、施行日以後に出発する旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち

施行日前の期間に対応する分及び施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

附 則(平成2年11月条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成2年12月条例第25号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成2年6月1日から適用する。

(給与の内払)

- 2 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

附 則(平成3年12月条例第18号)

この条例は、平成4年1月1日から施行する。

附 則(平成4年10月条例第18号)

この条例は、平成4年10月1日から施行する。

附 則(平成6年12月条例第26号)

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成7年10月条例第16号)

この条例は、公布の日から施行し、平成7年8月1日から適用する。

附 則(平成9年12月条例第24号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成14年12月条例第29号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成15年12月条例第14号)

この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日)から施行する。ただし、第2条の規定は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年3月条例第3号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成17年11月条例第24号)

この条例は、公布の日から施行し、平成17年11月1日から適用する。

附 則(平成17年12月条例第26号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月条例第1号)抄  
(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成18年12月条例第31号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年9月条例第27号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年11月条例第7号)

この条例は、平成21年12月1日から施行する。

附 則(平成22年11月条例第18号)

この条例は、平成22年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月条例第3号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成26年11月条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年3月条例第5号)

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の廃止)

2 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和31年9月条例第5号)は、廃止する。

附 則(平成28年3月条例第2号)

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は平成28年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例(以下「改正後の特別職給与条例」という。)の規定は、平成27年4月1日から適用する。

(給与の内払い)

第2条 改正後の特別職給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された給与

は、改定後の特別職給与条例の規定による給与の内払とみなす。

附 則(平成28年6月条例第23号)

この条例は、公布の日から施行し、平成28年7月1日から適用する。

附 則(平成28年12月条例第27号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例(以下「改正後の特別職給与条例」という。)の規定は、平成28年12月1日から適用する。  
(給与の内払)
- 3 改正後の特別職給与条例の規定を適用する場合においては、改正前の特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の特別職給与条例の規定による給与の内払とみなす。

附 則(平成29年3月条例第6号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成29年12月条例第23号)

(施行期日等)

- 第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は平成30年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例(以下「改正後の特別職給与条例」という。)の規定は、平成29年4月1日から適用する。  
(給与の内払)
- 第2条 改正後の特別職給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の特別職給与条例の規定による給与の内払とみなす。

附 則(平成30年12月条例第32号)

(施行期日等)

- 第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は平成31年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例(以下「改正後の特別職給与条例」という。)の規定は、平成30年4月1日から適用する。  
(給与の内払)
- 第2条 改正後の特別職給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前



の特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の特別職給与条例の規定による給与の内払とみなす。

附 則(令和元年12月条例第30号)

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は令和2年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例(以下「改正後の特別職給与条例」という。)の規定は、平成31年4月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 改正後の特別職給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の特別職給与条例の規定による給与の内払とみなす。

附 則(令和2年11月条例第37号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和4年5月条例第12号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、改正後の特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の規定にかかわらず、これらの規定により算出される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、167.5分の10を乗じて得た額(以下この項において「調整額」という。)を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

別表

区分	給料月額	旅費の額						
		鉄道賃	船賃	軌道賃及び空路賃	車賃 (1キロメートルにつき)	日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)	
							甲地方	乙地方
町長	円	特別車両料 820,000	上級の運賃 (ただし、	実費	円	円	円	円
副町長	円	し、特別車	等級を設け		37	3,000	14,800	13,300

	690,000	両を設けな	ないものに				
教育長	円	い路線によ	あってはそ				
	600,000	る場合はそ	の乗船に				
		の乗車に	要する運				
		要する運	賃)				
		賃)					

備考 宿泊料の欄中甲地方とは、東京都、大阪市、名古屋市、横浜市、京都市及び神戸市のうち財務省令で定める地域その他これらに準ずる地域で財務省令で定めるものをいい、乙地方とは、その他の地域をいう。固定宿泊施設に宿泊しない場合には、乙地方に宿泊したものとみなす。